

議案第 28 号

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 14 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の預かり保育の定員の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「30人」を「34人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

世田谷区立幼稚園預かり保育規則

新	旧
<p>世田谷区立幼稚園預かり保育規則</p> <p style="text-align: right;">平成21年7月28日 世教委規則第13号</p>	<p>世田谷区立幼稚園預かり保育規則</p> <p style="text-align: right;">平成21年7月28日 世教委規則第13号</p>
<p>第1条 ～ 省略</p>	<p>第1条 ～ 省略</p>
<p>第3条</p>	<p>第3条</p>
<p>第4条 預かり保育の定員は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定める人数とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） 34人から当該預かり保育提供認定こども園に係る世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。第6条において「規則」という。）別表に定める2号認定の定員の人数を減じた人数</p> <p>(2) 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） 25人</p>	<p>第4条 預かり保育の定員は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定める人数とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） 30人から当該預かり保育提供認定こども園に係る世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。第6条において「規則」という。）別表に定める2号認定の定員の人数を減じた人数</p> <p>(2) 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） 25人</p>
<p>第5条 ～ 省略</p>	<p>第5条 ～ 省略</p>
<p>第12条</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（平成29年3月14日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第12条</p>
<p>第1号様式 ～ 省略</p>	<p>第1号様式 ～ 省略</p>
<p>第8号様式</p>	<p>第8号様式</p>